

石川県中央会 会報

No.3

目 次

巻頭ゼミナール

- ◆「生き残るために、やるべき事」
日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏 2
- ◆「市民のチカラを結集する NPO 非営利セクターを考える（その3）」
有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野雅男氏 4

トピックス

- ◆秋の叙勲・褒章受賞の方々（会員関係）..... 7
- ◆第 58 回中小企業団体全国大会（東京都）開催される..... 8
- ◆レディース中央会全国フォーラム in 石川並びに地区別オリエンテーション 開催される 10

中央会事業だより

- ◆第 21 回組合交流ゴルフ大会 開催される 12
- ◆青年中央会創立 30 周年記念「会員交流チャリティゴルフ大会」開催される 13
- ◆青年経営者講習会 開催される 13
～本誌連載の中村智彦先生がご講演されました～
- ◆事務局協議会視察研修 開催される 14

中央会からのお知らせ

- ◆「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」について 15
- ◆個別労働紛争解決制度をご活用ください（石川労働局）..... 17
- ◆65 歳雇用導入プロジェクト事業だより 18
- ◆県内の情報連絡員報告（10 月） 20
- ◆税務署からのお知らせ～ e-Tax でらくらく申告、らくらく納税～ 23
- ◆個別専門相談室開催のご案内 24
- ◆製造事業所の皆様へ～統計調査に御協力ください～ 24
- ◆石川県最低賃金改正のお知らせ 24

生き残るために、やるべき事

(日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

好景気、好景気と騒ぐ割に実感が無い。そう感じているのに、世間では「いざなぎ景気」以来の好景気だと言っていたのが、実は夏ごろには終わっていたなどと言っている。なんだか、狐か狸に騙されたような気分である経営者も多いのではないだろうか。いずれにしても、好景気だと言っても、みんながみんな良くなる時代ではなくなったことは、実感されているのではないだろうか。

さて、中小企業の状況を見ると、相変わらず廃業や倒産が少なくない。特に後継者が見つからず、止む無く廃業という例は、少なからず見受けられる。ところが、せっかく後継者が見つかったものの経営がうまく行かず倒産や廃業に追い込まれる事例も少ないのである。

家業と企業の境目は

中小企業経営の最大の問題は、しばしば家業から脱却できないままに企業に成長してしまうことである。家業と企業の最大の違いは何かと言えば、家計と企業会計がきちんと分けられているかにある。個人で創業すると、当然ながら家計も企業会計もごっちゃになる。しかし、本来的には従業員を雇用するようになった段階で、これを分離しなくてはならないのであるが、そのまま成長してしまっている中小企業も多い。形式的には法人となっているのであるが、会計処理は相変わらず家業の時のままというのは、そう珍しいことではない。しかし、これが結果として致命傷になることがあるのだ。

中小企業の後継者候補と話をしていると、驚かされることがある。「帳簿は、親父が見せてくれないし、儲かっているかどうか良く判らない。」そんな言葉が平然と出るのだ。それも、すでに30歳代後半から40歳代の後継者候補である。

ある経営者は、30歳代で父親である先代に呼び戻された。金融機関を辞めて、父の会社に後継者候補として入社し、数ヶ月が経った頃、彼は父の経営に疑念を抱くようになる。しかし、父は帳簿を見せようとせず、「まだ早い」の一点張りで妥協する姿勢を全く見せなかった。一計を案じた彼は、毎夜、家に戻ると見せかけ、父の机から帳簿を出し、そのデータをコンピュータに入力した。経営分析を行った彼は、驚いた。このままの経営を続ければ、後3年あまりで経営困難に陥る。分析したデータを父にぶつけ、経営権を譲るか、彼がこの会社を辞めることを許すか、二者択一を迫った。当初、怒りを爆発させた父だったが、整理された財務諸表と経営分析を前に、経営権を譲る決断をした。その数ヶ月後、父は、でかけたゴルフ場で急死してしまった。父の死後、経営資料を整理した彼は、再度、驚くことになる。帳簿に現れていなかった金の動きがあったのだ。定期的な金の動きは、記録すら残されていないものだった。「金額が小さかったために、驚きはしたが、なんとか処理できる範囲だった」と言うが、葬儀

を終えた彼を驚かせる出来事がまだあった。葬儀の後、一週間が経った頃、取引銀行の担当者と支店長が会社を訪れ、先代経営者である父が死去した以上、いったん今までの取引を白紙に戻したいと言いつけたのである。現在ある借入金を全額返済などしたら、経営の継続は困難になる。当惑する彼に、支店長はこういったのである。「まず、申し上げますが、当行からあなたへの信用度はゼロです。ついては、2週間後に本店のものと一緒に再度、伺い、新社長としての経営戦略と資金計画をプレゼンテーションなさってください。」

いつまでも元気でいられたらよいが・・・

この話をどうとるか。金融機関の酷い話として捉えるべきであろうか。そうではなく、杜撰な会計処理を行っている中小企業経営者への警鐘と捉えるべきなのである。もし仮に、この話の後継者が、父である先代経営者の恫喝に負け、帳簿を掌握していなかったとしたら、廃業かもしくは最悪、倒産していたかもしれない。金融機関も再編の波の中で、経営の見直しに直面していることは、読者諸兄もご存知のはずである。仮に、帳簿も把握せず、経営計画もできない後継者に、先代からの付き合いだからと融資を継続させたとしたら、金融機関の担当者は処分を免れないだろう。金融機関側も必死なのである。自社の金勘定もできないような経営者と付き合いたくないと思うのは、当然のことだ。

先の話にでてきた後継者は、こう話す。「同年代の後継者候補が、平然と経理は親任せ、借入金の金利どころか借入金額すらも知らないと言うのには、驚きを通り越して、他人ごとながら恐怖を感じる。」実際に後継者が先代経営者の死去の後に、経営に就いたが、敢え無く倒産というケースも多い。すでに悪化していた経営を家族や後継者にも誤魔化して話していた経営者や、過剰な設備投資を行っていたにも関わらず適性を装っていた経営者など、いわば粉飾といえるケース。無借金と言いながら多額のリース契約を結んでいた経営者や、低利融資が可能であったにも関わらず高金利のローンを事業用に借り入れていた経営者など、経理への無知が引き起こしたケース。複雑な資金処理を独断で行っていたり、杜撰な在庫管理で多額の損害を出していたりというケースもある。いずれも、先代経営者が一人もしくは、旧知の会計士や税理士と相談しながら、後継者も知らないところで行われてきたものである。

人間、いつまでも元気でいたいし、そういられると嬉しい。しかし、いつかは病や死が訪れる。もしも、自分の企業やその従業員、そして後継者が大切だと思うのであれば、いつでも企業経営を後継できるように帳簿や経理の管理を行っておくべきである。仮に多少の問題があっても、早期に後継者候補に協力を要請して解決しておけば、後継後に問題が発生することを防ぐことができる。

後継の為だけではない

会計処理の透明化は、なにも後継のためだけではない。中小企業の従業員のモチベーションを下げる原因の一つは、不透明な経理であると言える。ある若手経営者は、毎月、月初の朝礼で、先月の売上高、利益、そして今月の売上目標と、期末への見通しなどを従業員全員に報告している。「苦しい苦しいといって、経営者の家族だけが新車買っているというのでは従業員が付いてこない」と、この経営者は言い切る。「そもそも隠して、妙な操作をして数字を触っても、従業員たちは気がついてしまう。そんなことをして信用を失えば、経営そのものが危機にさらされる。」

中小企業にとって、これから本格的な人材難の時代が訪れる、優秀な人材をどのように確保するかは、経営者の頭を悩ます問題である。そんな時代にこそ、会計処理は非常に重要になる。家業からの脱皮が出来ず、従業員に自社の経営状況を説明できないような経営者の下には、人材も集まるはずがないからである。もちろん、金融機関との付き合い方にも大きな影響が出る。土地価格が上昇する一方であった時代には、金融機関は保有する土地があれば融資をしてくれた。しかし、これからはその企業の経営状況、財務状況、将来性などを推し量って融資を行うようになる。そんな時代に、帳簿も整理できていないような企業は生き残れないだろう。

全てを自分で行う必要はない

もちろん、経理や会計の専門知識はないという経営者も多いだろう。「そのために税理士や会計士を雇っている。」その通りである。しかし、実際にその税理士や会計士は、きちんと経営にアドバイスをしてくれているだろうか。年一回、申告の時にしかやってこないとか、月一回、お茶を飲んで世間話をしにくるだけというなら、即刻、別の税理士なり会計士に変えた方良い。幸いにして、税理士、会計士ともに、競争が激しくなっている状況だから、熱心な人材を見つけるのは難しくない。少なくとも月次、月次で会計に関するアドバイスや、時には耳に痛い経営に対する忠告をしてくれる人物に換えるべきだ。プロを雇っているのだから、耳障りの良いことばかり言う人物は必要ないと心得てこそ経営者のはずだ。長い付き合いだからとか、先代からの引継ぎだからなどと言っていると、知るべきことを知らぬまま経営を悪化させているかもしれない。

若手も真剣に考えるべき

「経営を譲ってもらうのではなくて、奪え。」ある二代目経営者は、自身の経験からそう言う。「いよいよダメになったら、お前に譲る」などという先代経営者の言葉にひるんではいけないのだ。これから先、二十年、三十年と経営を担当するのは自分であるという自覚を持って、帳簿を奪い取らなければならないのだ。奪い取らないまでも、先代と協力して、経営を改善していかなければ将来はない。

「いやあ、まさに今日、息子とチャンチャンバラバラやってきてねえ。親父は帳簿を渡せてよ。なに言っ

てんだって頭来たけど、冷静になって考えりゃ、本気でやる気出してきてくれたんだなと、ちょっとはうれしくてね。」ある経営者が笑いながら話をしてくれた。先代は、以外と後継者が、本気で経営を奪いに来られるのを期待しているのかもしれない。

経営者には、夢も必要だ。しかし、経営者である以上、冷徹に金勘定も出来ねばならない。先代も後継者も、苦手だ、面倒だといわず、お互いに会計処理、経理を学んで、真の経営者になるべき時期が来ているのだ。それこそが中小企業の生き残りに、最も重要なことである。

☑ 中小企業経営者の生き残りのためのチェックシート

- ☐ 月次の決算は、翌月前半には手に入れ、問題点をチェックしていますか？
- ☐ 自社の経営状況に関して、貸借対照表や損益計算書を基にして金融機関に説明できますか？
- ☐ 従業員に対して、自社の経営状況について、具体的数字を示して説明できますか？
- ☐ 税理士、会計士とは最低月一回は話をし、経営に対するアドバイスを受けていますか？
- ☐ 現在の借入金利を知っており、それが他の金融機関や公的な融資条件と比較して有利か不利であるか理解していますか？
- ☐ メインバンクの担当者とは、金利など融資条件について、最低月一回は話をしていますか？
- ☐ 在庫や原材料などの量は適性であるか、管理できていますか？
- ☐ 公的な融資制度、補助制度、支援制度などの情報を必ずチェックしていますか？
- ☐ もし、仮に経営者である自分が突然、倒れたり、死去したりしても、滞りなく経営が継続されるように後継者に経理や会計に関する情報を与えていますか？
- ☐ もし、仮に先代が突然、倒れたり、死去しても、後継者である自分が滞りなく経営を継承できるように先代から経理や会計に関する情報を得ていますか？

※一つでも、いいえがあれば、すぐに改善してください。



中村 智彦

(なかむら ともひこ)

【研究調査のテーマ】

中小企業論(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など)
地域経済論(商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など)
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

【学歴／職歴】

- ・1988 上智大学文学部国文学科卒業
- ・1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力専攻修了
- ・1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力専攻修了
- ・1999 博士号(学術／名古屋大学)取得
- ・2001～ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・2001～ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・NHK 教育テレビ「21世紀ビジネス塾」など専門講師として多数活躍中

市民のチカラを結集する NPO 非営利セクターを考える(その3) (有限会社水野雅男地域計画事務所 代表取締役 水野 雅男氏)

町家は住まなきやわからんよ

空き家となっている町家を半年間お借りして、様々な使い方を提案しよう、そのことによって町家の素晴らしさを広く市民に知ってもらおうと意気込んで取り組みはじめた「町家活用プロジェクト」。地域住民のためになる空間（コミュニティ・スペース）を提供しようと、掃除を終えた町家で地域の代表者との懇話会を開き、私たちの活動主旨を説明した時、冒頭の冷やかな言葉が返ってきました。「冬は寒いし、プライバシーは保てないし、子どもにここに住み続けてくれって言えんワイネ」「市民が町家を覗いて素敵やネって感じたところで、住むとなったら現実には厳しいワイネ」「半年間使ってみた後、どうするガ？継続性のないことに意味があるガカ？」

彼らの言っていることは、ある程度理解できます。でも、悲観的になってばかりいても直面する問題は解決しません。社会の動きを少しでも方向転換するのが、社会実験。こんな言葉にはひるみません。たくさんの市民が関わろうとしているパワーが社会実験を後押ししてくれます。

金沢から町家が消滅する!?

金沢市内では昭和 20 年以前に建てられた歴史的な住宅が消滅しようとしています。5 年間に約 1,400 棟が取り壊されて無くなりました。（平成 11 年度約 10,900 棟から同 16 年度 9,500 棟、金沢市資産税課データ）建物の老朽化や相続等の問題から取り壊され、空き地や駐車場への転換が進んでおり、かなり深刻な問題です。

町家には金沢特有の気候風土や暮らしの文化に適応する様々な知恵が取り込まれ、季節を感じながら暮らすことができます。町家には、気候風土に適した建築材が使われており、職人の伝統的な技が活かされています。そのような町家の良さを活かした修復を行うことにより、お店などとして新たな形で活用する事例も少しずつ見られるようになってきましたが、取り壊される棟数に比べれば微々たるものです。

危機的な状況を看過できず研究会発足

このような危機的な状況を認識した金沢市と市民有志が、その問題を解決するために、平成 17 年 6 月

に研究会を立ち上げました。それが「金澤町家継承・活用研究会」です。「金澤町家」（金沢市内に昭和 20 年以前に建てられた歴史的な住宅で、武家屋敷、足軽住宅、町家、近代和風住宅などの総称）を金沢市民が共有している資産として捉え、その継承・活用のために必要な調査・研究、学習や情報発信、さらには実践活動を行うことを活動目的としています。

その主旨に賛同するメンバーは、町家に住んでいた関心を持っていたりする一般市民の他に、大工・職人、建築士、まちづくりプランナー、大学生、研究者など多岐にわたっています。正会員 57 名、準会員（学生）12 名で構成されており（平成 18 年 9 月）、川上光彦・金沢大学大学院教授が代表を務めています。

こんな建物に価値あるかいね?

平成 17 年度は、金澤町家を取り巻く状況を明らかにするために、金澤町家居住者の訪問調査などを行いました。まちなかの金澤町家 315 件を抽出し、アンケート調査の後インタビュー調査と建物外観調査を実施。既に空き家になっていたり、耳が遠くて調査の受け答えができない高齢者の単身世帯だったり調査不可能な物件は少なくありません。結局、インタビュー調査まで実施できたのは約半数の 171 件でした。

「こんな古い建物、調査するガカイネ?」「家族は巣立って、わたし一人で生活しとるガヤ」高齢者は確かに多い、もうどうしようもなく取り壊されてもいいような建物もあるけど、建物と対話しながら上手に手入れして住み続けてらっしゃる世帯もある・・・1 月初旬の雪の降り積もる中、研究会会員 2 人がペアとなって町家を訪ね歩きました。家の中に上げてもらい、お話を聞かせてくださった方もありました。町家を保全していくことは、確かに簡単なことじゃないなと身をもって感じる事ができました。

その調査では、下記の結果が得られました。

- ・世帯構成では、高齢者だけの世帯が実に 44% も占めています。
- ・建物で困っている点では、屋根や外壁が傷んでいる（40%）、建物の中が暗い（35%）、日当たりが良くない、駐車スペースが足りない（ともに 30%）が上位です。

- ・建物を使い続けていく上での問題点では、耐震性や防火性が不安（54%）、建物の維持・修繕費が嵩む（52%）。
- ・今後もこの建物を使い続けたい（57%）、使い続けざるを得ない（28%）に対して、使い続けたいができない（4%）、使い続けたくない（2%）、わからない（9%）と住み続けることに消極的な意見も少なくありません。
- ・将来的にこの建物を売却したり借りたりすることについて、どちらも抵抗がある方が約半数（52%）なのに対して、売却はいい、賃貸はいい（いずれも5%）、いずれも抵抗感はない（8%）と、約2割の世帯では売却や賃貸について前向きな意識があります。

職人の手も借りてお掃除・修繕

町家活用モデル事業を行う空き家を探し、「寺町の町家」（寺町2丁目）と「新町の町家」（尾張町2丁目）の二つとし、来年3月までの半年間お借りして、様々な社会実験を催していきます。

これまで長年使われていなかったのも、構造的な傷みがあったり、埃が溜まっていたりします。そこで、研究会メンバーや大学生を中心に、職人の方の協力を得ながらワークショップ形式で準備作業に取りかかりました。まずは「お掃除ワークショップ」からスタート。寺町の町家では、続いて「障子貼りワークショップ」、表具職人からノリの薄め方、刷毛の使い方、障子の貼り方などの手順を習い、作業を行いました。大学生にとっては初めての障子貼り、何度かダメだしがあり、貼り直していました。歪みの激しい障子は、障子貼りの前に、弓竹を棧に斜めにはめ込むことにより、歪みを矯正しました。

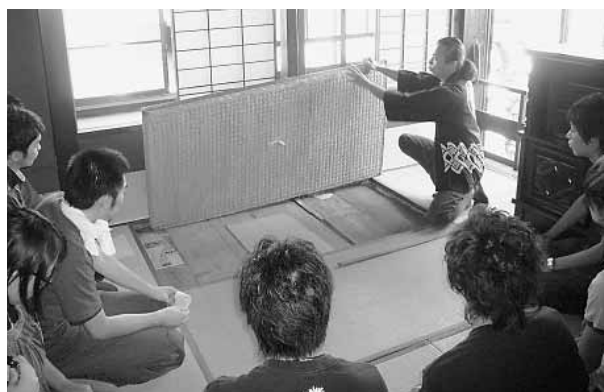
新町の町家では、洋間に改造されていたトオリドマとミセノマは、天井や壁、床を外して本来の姿に戻しました。大工や職人に教わりながら、解体部分の壁塗りや柿渋塗りなどの作業を行いました。



畳を叩いて埃落とし お掃除ワークショップ



弓竹による歪み補正を職人が指導 障子貼りワークショップ



畳の構造などを職人から学ぶ 改修ワークショップ

町家をもっと市民に知ってもらおう

研究会2年目の今年度は、下記の5つの部会を設けて活動を行っています。

【活用モデル部会】空き家を借りて、町家を活用するモデル事業を企画・運営

【町家塾部会】町家の継承や担い手の育成のための講演会やワークショップを企画・運営

【調査研究部会】金沢大学と金沢工業大学の協力参加により、町家や空き家の実態について調査研究

【技術・職人部会】町家に関する相談会の開催、改修等の参考資料の作成

【広報交流部会】ニュースレター「金澤町家だより」の発行、ホームページとブログ（活動日記）の開設

ホームページ <http://webserv.ce.t.kanazawa-u.ac.jp/kawakami/machiya/index.html>

ブログ <http://machiyaiken.exblog.jp/>

大学サークル活動や少年連盟行事などに提供

寺町の町家は、基本的には地域住民が寄り集まるコミュニティ・スペースを提供することを目指します。昔遊びやミニコンサート、アート作品展示等を通じて、子どもから高齢者まで三世代が交流する場づくりを狙います。

一方の新町の町家では、この町家の代名詞でもある内蔵を利用して、体験宿泊をしてもらったり、こじんまりとしたセミナーを連続的に開催したりすることを企画しています。

11月に入り、寺町の町家プロジェクトの第一弾として「謡を親しむ会」を開催しました。金沢学院大学能楽部メンバー12名が「素謡」「仕舞」「舞囃子」を披露しました。こういう場で上演する機会の無かった大学生はもちろん、近所から駆けつけた地域住民のみなさんも感激していました。

その二日後、まちなかウォークラリーに立ち寄った子供たちが「おばあちゃんの家みたい」と、町家の炬燵や井戸などに興味を持って歓声を上げていました。翌週は、「町家で昔遊び」と題して、旗源平やメンコ、コマ、お手玉遊びなどを催します。



金沢学院大学能楽部による謡の披露 金澤町家で謡を楽しむ会

ウチの炬燵の櫓を使ってや

このように町家活用プロジェクトが動き出しました。掃除や障子貼りをやっていると、通りがかった市民が「家の中を見させて」と何人も覗きにきました。謡の会の後、地域住民と建築家が町家の使い方などを話し合っていたのも印象的です。町家は地域住民の心の中に少しずつ馴染んできたようです。冒頭のようにキツイ言葉を投げ掛けた商店主も「蔵に眠っている炬燵を使って」と声を掛けてくれるまでになりました。

市民、学生、職人、専門家、そして地域住民がどんどん参加できるオープンなNPOの組織は、たくさんのチカラを寄せ合うことが容易で、しかもそれが社会に変化をもたらす原動力となることを、この町家活用プロジェクトが物語っています。



水野 雅男

(みずの まさお)

【出生】

1959年4月21日
白山市（旧松任市）生まれ

【学歴／経歴】

・1975年4月－1978年3月
石川県立金沢泉丘高等学校
理数科

- ・1978年4月－1983年3月
東京工業大学 工学部 社会工学科
- ・1983年4月－1985年3月
東京工業大学 理工学研究科 社会工学専攻
- ・1985年4月－1989年4月
社団法人 地域振興研究所 研究員
- ・1989年5月－1990年3月
東京工業大学 社会工学科 研究生
- ・1990年4月－1993年7月
株式会社 地域開発研究所 研究員
- ・1993年8月
有限会社 水野雅男地域計画事務所 設立

【資格等】

技術士（建築部門 1993年3月）
中心市街地活性化商業活性化アドバイザー
石川県地域づくり推進協会コーディネーター
金沢大学非常勤講師

【受賞】

石川TOYP（The Outstanding Young People）大賞受賞（1999年）
バリアフリーフェスタ全国デザインコンペ最優秀賞受賞（1998年）
地域づくり総務大臣表彰受賞（金沢大野くらくらアートプロジェクト 2004年）

【執筆論文等】

『金沢アートアヴェニューでのオープンカフェ社会実験』（道路行政セミナー 06年2月）
『住民主体のまちづくりとワークショップ』（建築とまちづくり 264号 99年3月）
『フォトエッセー都市空間の表情』（自主発行 98年7月）
『北陸におけるリゾート開発の可能性』NIRA 研究叢書（88年）
『マリーナ整備の経済的・社会的効果に関する基礎的研究』（土木学会 92年11月）第15回土木計画学研究発表会論文集
『港とまちの空間構成上の関連に関する史的研究』（土木学会 85年6月）第5回日本土木史研究発表会論文集

【主要な委員】

金沢市協働をすすめる市民会議委員（05-06年度）
富山県新総合計画「県土づくり研究会」委員（05年6-9月）
金沢市市街地活性化推進委員会委員（03-04年度）
松任市総合開発審議会委員（97-98年度）
石川県新長期構想検討百人委員会委員（94-95年度）

秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成18年秋の叙勲・褒章受章者が発表され、本会会員関係では、次の方々がその榮譽に輝かれています。心よりお喜び申し上げます。

旭日小綬章

（順不同）

吉田 稔氏（74歳）

功績：文化財保護功労

人間国宝 重要無形文化財保持者

現 石川県陶芸協会会長

小松市

新村 利夫氏（74歳）

功績：建築設計監理業振興功労

現 社団法人石川県建築設計事務所協会相談役

元 協同組合石川県建築設計監理協会理事

金沢市

中村 榮一郎氏（71歳）

功績：酒類業振興功労

元 石川県酒造組合連合会会長

金沢市

旭日双光章

倉西 久雄氏（75歳）

功績：保健衛生功労

元 社団法人石川県医師会副会長

元 石川県医師協同組合理事

金沢市

牧 景一氏（71歳）

功績：生活衛生功労

現 石川県社交料飲生活衛生同業組合理事長

金沢市

柏野 正和氏（70歳）

功績：自動車整備事業振興功労

現 社団法人石川県自動車整備振興会副会長

元 石川県自動車整備商工組合副理事長

白山市

瑞宝単光章

高山 岑生氏（72歳）

功績：伝統工芸業務功労

陶磁器（九谷焼）製造業従事者 伝統工芸士

元 石川県九谷窯元工業協同組合理事

小松市

大竹 正英氏（68歳）

功績：伝統工芸業務功労

仏壇（金沢仏壇）製造業従事者 伝統工芸士

元 金沢仏壇商工業協同組合理事

金沢市

黄綬褒章

嘉藤 進氏（75歳）

功績：業務精励（建設業）

現 石川県建設業協会理事

現 石川県総合建設業協同組合理事

小松市

第 58 回中小企業団体全国大会（東京都）開催される



全国中央会と都道府県中央会の主催による、第 58 回中小企業団体全国大会が、去る平成 18 年 10 月 19 日（木）に、“広げよう連携の絆 新たなる飛躍のとき”をキャッチフレーズに「渋谷 C.C.Lemon ホール」において開催されました。

第 58 回大会では、中小企業の大きな発展と連携の絆を広げ、連携組織をより強固にするため、全国から中小企業団体の代表者 2,100 名が参加、石川県からは、五嶋耕太郎中央会会長をはじめ 21 名の方々の参加を戴

きました。ご参加戴いた皆様には、改めて厚くお礼を申し上げます。

当日の大会には、来賓として、甘利明経済産業大臣をはじめ、松野博一厚生労働大臣政務官、福井照農林水産大臣政務官、石毛博行中小企業庁長官、松井哲夫中小企業庁経営支援部長、山城宗久中小企業庁創業連携推進課長、枝元真徹農林水産省食品産業企画課長、江崎格商工中金理事長、水口弘一中小企業金融公庫総裁、山本繁国民生活金融公庫理事、鈴木孝男（独法）中小企業基盤整備機構理事長、樋爪龍太郎（独法）勤労者退職金共済機構理事長、西岸正人（独法）雇用・能力開発機構総務部長、岩崎博之（財）全国中小企業取引振興協会専務理事、弘津匡啓（社）全国信用保証協会連合会副会長、他各関係機関代表多数のご臨席を得、安倍晋三内閣総理大臣のメッセージが読み上げられたほか、各政党を代表して、自由民主党・野田毅中小企業調査会長、公明党・斉藤鉄夫政務調査会長、民主党・松本剛明政策調査会長からご挨拶をいただきました。

なお、大会では、全国中小企業団体中央会会長表彰があり、優良組合 32 組合、組合功労者 72 名、中央会優秀専従者 38 名が表彰され、石川県からは組合功労者として次の 2 名の方が表彰されました。

- ・上村 彌壽男 氏（石川県電気工事工業組合 理事長）
- ・竹野 茂 氏（石川県板金工業組合 理事長）

あらためて受彰されたお二人に対し、お祝いを申し上げます。

なお、次回の第 59 回中小企業団体全国大会は、東京都において開催されることとなり、盛会の中、閉会しました。



左から上村 彌壽男氏 竹野 茂氏

第 58 回中小企業団体全国大会 決議事項 (12 項目)

1. 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充・強化、組合制度のさらなる改善
2. 中小企業金融対策の拡充
3. 信用組合に対する支援の充実
4. 中小企業関係税制等の充実・強化等
5. 抜本的な事業承継税制の確立
6. 中小企業を重視した労働・教育政策の推進
7. 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制等
8. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現
9. 改正まちづくり三法の実効ある運用と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化
10. 不当廉売等の防止及び下請取引の適正化の強化
11. 環境・資源・安全対策への支援強化
12. 組合等を中心とした ICT 対応支援策の拡充



甘利経済産業大臣



大会風景

レディース中央会全国フォーラム in 石川 開催される

全国中小企業団体中央会と石川県中小企業団体中央会の主催、石川県中小企業団体中央会女性部の共催による、レディース中央会全国フォーラム in 石川が、去る平成 18 年 10 月 12 日（木）に、全国の女性経営者等 360 名の参加のもと、「ホテル日航金沢」において開催されました。

式典は、宮川睦武全国中小企業団体中央会副会長、五嶋耕太郎石川県中小企業団体中央会会長、山岸淑子石川県中小企業団体中央会女性部会長挨拶の後、来賓として、谷本正憲石川県知事、蓑豊金沢市助役が臨席、祝辞を頂きました。

フォーラムは二部構成となっており、まず、基調講演として「まちづくりは住民自治から 一問われる自治体、商店、住民の責任」と題し、日本経済研究センター 客員研究員 吉野源太郎氏（前日本経済新聞社論説委員）により、「見えにくい時代の全体像」、「戦後日本システムの崩壊」等についての説明があり、これからは地域に生きる人のために考える習慣文化をつくるといった点で、益々の女性の活躍が重要であるとの講演をされました。

その後、「地域の将来を担う人々と語る」をテーマにパネルディスカッションを行い、コーディネーターに吉野源太郎氏、パネラーには、株式会社小畑商店 専務取締役 小畑文明氏、株式会社カミヨ 代表取締役 上村和宏氏、有限会社ゆのくにの森 社長室長 新滝祥子氏を迎え、それぞれの立場においての中小企業の役割や地域での活動についての意見を交わし、地域の人々が一丸となる努力を無くしては何事もし得ないという結論に参加者は女性経営者としての資質とやる気を高めました。

フォーラム終了後は、安藤喜代子石川県中小企業団体中央会女性部副会長の開会挨拶で交流懇親会が開宴、谷本委香石川県知事令夫人より祝辞を頂き、大橋美貴子石川県中小企業団体中央会副会長令夫人の乾杯の発声のもと、和気藹々の雰囲気の中で参加者同士の交流を深めました。

なお、次回のレディース中央会全国フォーラムは、宮城県において開催されることが決定されており、宮城県の平賀ノブみやぎ中小企業女性プラザ会長が来年度の抱負を述べました。

最後に、米山正子石川県中小企業団体中央会女性部副会長の閉会の挨拶により、フォーラムの全日程を無事終了しました。



地区別オリエンテーション 開催される

レディース中央会全国フォーラム in 石川の一環として、平成 18 年 10 月 11 日（水）～ 12 日（木）にかけて、観光を中心とした県内の地域活性化事例や各地域に息づく伝統文化を研修することにより、今後の企業の活性化を図ることを目的として、地区別（金沢及び能登地区）オリエンテーションが開催されました。

なお、各地区のオリエンテーション内容については、次のとおりです。

◇ 金 沢 地 区

参加者 28 名

10/11（水） 兼六園内時雨亭にて茶会

10/12（木） 金沢 21 世紀美術館、金沢能楽美術館鑑賞
つば甚にて伝統文化を研修



兼六園内時雨亭茶会



ル ミュゼ ドゥ アッシュにて

◇ 能 登 地 区

参加者 23 名

10/11（水） 辻口博啓美術館「ル ミュゼ ドゥ アッシュ」にて研修

10/12（木） 石川県立輪島漆芸技術研修所

人間国宝 前 史雄氏による、輪島塗の実演及び解説
朝市通り、輪島漆器会館見学
志賀町、世界一長いベンチ見学

第 21 回組合交流ゴルフ大会 開催される

爽やかな秋晴れのもと、今回で21回目となる恒例の組合交流ゴルフ大会が9月15日（金）に小松市のゴルフクラブツインフィールズにおいて45名の参加者のもと盛大に開催されました。

大会の主な成績は次のとおりです。

＜大会結果＞

◇優勝

神林 政則 氏 (石川県ビルメンテナンス協同組合)

[OUT43、IN48、グロス 91、HC20.4、ネット 70.6]

◇準優勝

沖野 幸一氏 (石川県青鮮食料輸送協同組合)

[OUT38、IN40、グロス 78、HC7.2、ネット 70.8]

◇第 3 位

田中 充人氏（松任建設業協同組合）

[OUT42、IN40、グロス 82、HC10.8、ネット 71.2]

◇第 4 位

敷中 克好氏（石川県インテリア事業協同組合）

◇第 5 位

柏野 伝一氏 (松任建設業協同組合)

◇ベストグロス賞

沖野 幸一 氏 (石川県青鮮食料輸送協同組合)

◇ブービー賞

金崎 幸男氏（前田印刷株式会社）



左から優勝の神林氏、準優勝の沖野氏、第3位の田中氏



懇親パーティの様子

青年中央会創立30周年記念「会員交流チャリティゴルフ大会」開催される

平成18年9月2日（土）、白山カントリー倶楽部において、青年中央会創立30周年記念会員交流チャリティゴルフ大会（後援 北國新聞社）が開催されました。

当日は、来賓に五嶋耕太郎中央会会長、中村唯夫青年中央会顧問をお迎えし、総勢28人が参加し、爽やかで気持ちのよい秋晴れのもと、プレーを存分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気藹々とした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、会員相互の交流を深めました。

なお、今大会において集められた募金38,500円は、北國愛のほほえみ基金に寄託されました。

- 優勝 塚林 幸作氏（写真正面）
小松鉄工機器協同組合青年部会
- 第2位 諸江 憲造氏（写真左）
石川県板金工業組合青年部
- 第3位 浦川 健氏（写真右）
社団法人金沢建設業協会青年委員会
- ベストグロス
竹田 順一氏
（OUT 44 IN 40 TOTAL 84）
小松産機協同組合青年部



青年経営者講習会 開催される

平成18年9月29日（金）、石川県地場産業振興センターにおいて、平成18年度青年経営者講習会が開催されました。

当日は、講師に本会会報にも連載しております日本福祉大学経済学部助教授中村智彦先生をお招きし、「がんばれ若手経営者～地方で生き残る経営とは～」と題しご講演頂きました。

中村先生からは、地方で生き残る経営者の責務や経営戦略についてのお話を頂き、参加者もメモを取るなど熱心に聴講していました。



中村智彦氏



講習会の様子

事務局協議会視察研修 開催される



株式会社久世ベローズ羽咋工場前にて

去る平成 18 年 9 月 26 日 (火) ～ 27 日 (水) にかけて石川県中小企業団体事務局協議会視察研修会を開催致しました。

今回の視察のテーマは「新たな発見！ “ちょっと行けない施設見学、酒と食談”」と題して、石川県内にいながら普段なかなか見ること、触れることの出来ない視察を行いました。視察研修会には今回の視察のプロデュースを行って頂いた、財団法人地域振興研究所常勤理事 谷本 互氏にもご参加頂き

ました。視察先は能登地区を中心に株式会社久世ベローズ羽咋工場（我が国最初の液圧成形製金属ベローズ量産企業）、七尾一本杉通り商店街、スーパーどんたくアスティ店、辻口博啓ミュージアム、輪島朝市、株式会社五島屋（輪島塗）、珠洲製塩・塩田村、能登ワイン工場を 1 泊 2 日の日程で視察致しました。バラエティに富んだ視察先に参加者の皆様も熱心に見学されていました。移動の途中には谷本氏から視察ポイントなどのレクチャーを頂き、より一層楽しめる内容となりました。懇親会は輪島の奥座敷として知る人ぞ知る藤六旅館にて地元産品をふんだんに使った料理と谷本氏の酒談義で大いに盛り上がり、時間を忘れての交流の宴となりました。

今回の視察にご参加下さいました皆様、本当にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。



スーパーどんたくアスティ店にて



能登ワイン工場前にて

「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」について

本年5月、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」が施行され、中小企業等協同組合法についても、これまで商法を準用していた組合の運営規定の見直しなど、所要の改正が行われました。

そして、6月9日、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が成立。中小企業組合の事業運営全般の規律強化を図るとともに、中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための措置が講ぜられました。【平成19年4月1日 施行】

一法改正における規律強化のための仕組み

＜組合の自治運営を効果的に機能させるための措置＞		＜共済事業の健全な運営を確保するための措置＞	
「大規模な組合」 ◇大規模な組合にだけ上乗せされる措置 ①監事の権限強化（業務監査権の付与）（第36条の3） ②員外監事制度の義務化（第35条） ③余裕金の運用制限の導入（第57条の5） （外債購入等の投機的な資産運用の防止。具体的には省令で規定）	組合員 1,000人 以上を想定	大規模に共済事業を実施する特定共済組合に上乗せされる措置 （現行相当程度の規制がある火災共済組合にもほぼ同様の措置を導入） ◆特定共済組合にだけ上乗せされる措置 ①原則兼業禁止（共済事業に専念）（第9条の2） ②財務の健全性に関する基準（支払能力の確保）の導入（第58条の4） ③最低出資金制度の導入（第25条）	◆共済事業を実施する事業協同組合全般に係わる措置 （少額共済（黒太線以下）は適用除外） ①共済以外の事業との区分経理（第58条の2） ②事業方法書等の提出・許可（第9条の6の2） ③責任準備金の積み立てなど準備金に関する規定の整備（第58条） ④余裕金の運用制限の導入（外債購入など投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定）（第57条の5） ⑤外部監査の導入（負債金額一定額以上の場合）（第40条の2） ⑥共済経理人の選任・関与（長期の契約を締結する場合など複雑な数値計算を必要とする場合）（第58条の6、第58条の7） ⑦重要事項の説明義務（第58条の5） ⑧業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧（第61条の2） ⑨共済代理店に関する規定の整備（第9条の7の5） ⑩員外利用の定義の見直し（組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす）（第9条の2） ⑪合併議決を総代会でも可とする（第55条の2） ⑫火災共済協同組合の地区の拡大等（第26条）等
「組合全般」 ◇組合全般に係る措置 ①役員任期の変更（理事は3年以内から2年以内へ、監事は3年以内から4年以内へ）（第36条） ②理事による利益相反取引（理事の借入金債務の債務保証等）の制限（第38条） ③現在、会計監査のみ行う監事に業務監査権を付与する。（ただし、会計監査に限定することを定款で定めることができる。この場合、理事会の招集権の付与等、組合員の権限を強化する。（第36条の3、第36条の6） ④会計帳簿の保存義務（10年）（第41条） ⑤会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き下げ（10分の1から100分の3へ）（第41条）等 ※信用組合、共済事業を行う組合などは従来通り。		共済金額 一定以上 （省令で規定。現在30万円だが、引き上げを検討中）	

一改正の流れと関係法律の改正

■会社法「整備法」施行に伴う主な改正

- ・公告方法の規定整備
- ・役員任期の伸長
- ・理事会の決議（書面・電磁的方法など）
- ・総会招集の手続き（会日の短縮）
- ・総会・理事会の議事録

■組合法の一部を改正する法律

- ・組合の自治運営を効果的に機能させるための措置
- ・共済事業の健全な運営を確保するための措置
- ・大規模な組合（1,000人を想定）にだけ上乗せされる措置

～組合法改正関連スケジュール表～

改正の内容	平成17年	平成18年	平成19年
会社法 施行に伴う改正	新 会 社 法		
	H17.2.6 成立	H18.5.1 成立	
	「会社法施行に伴う整備法」制定 中小企業等協同組合法の改正		
	H17.2.6 成立	H18.5.1 成立	
組合制度の 見直しによる改正		改正中小企業等協同組合法	
		H18.6.9 成立	H19.4.1 成立

■中小企業団体の組織に関する法律の一部改正

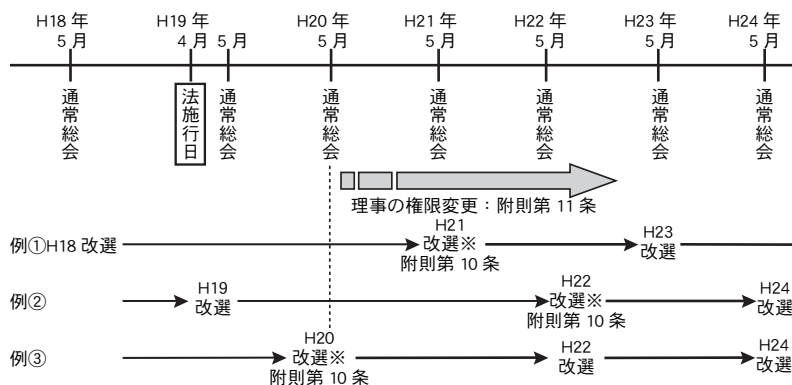
- ・組合法の一部改正における事業運営の規律強化関係の措置と同内容となっています。
- また、商工組合における共済事業の実施範囲を見舞金的な水準に限定することを明記されました。

■商店街振興組合法の一部改正

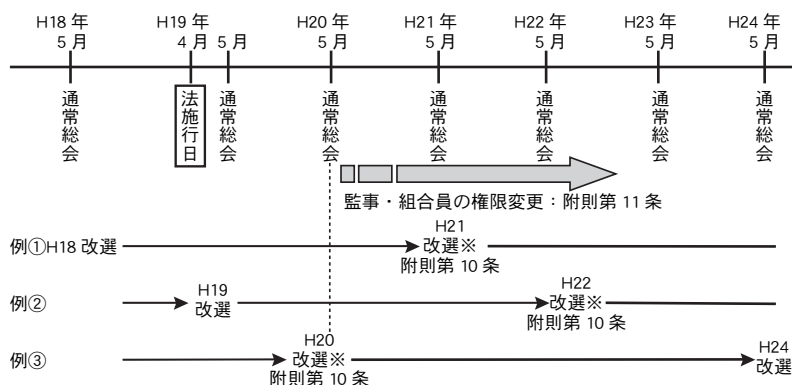
- ・組合法の一部改正における事業運営の規律強化関係の措置と同内容となっています。
- また、商店街振興組合が共済契約を締結する場合における共済契約者の保護について明記されました。

―役員任期の変更についての取扱い―

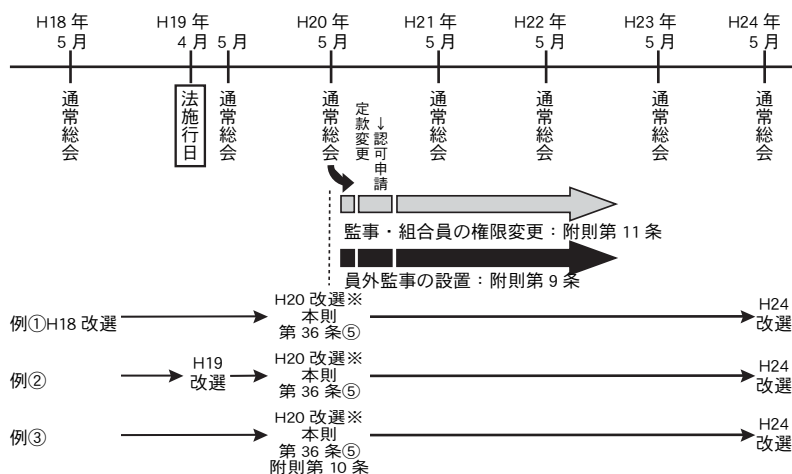
附則第 10 条、附則第 11 条の整理（理事関係：これまで理事の任期を 3 年としており、今般の法改正に基づき理事の任期を 2 年とする場合の取扱い）



附則第 10 条、附則第 11 条の整理（監事関係：少人数組合であり引き続き業務監査権限を付与しない組合であって、これまで監事の任期を 3 年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を 4 年とする場合の取扱い）



本則第 36 条第 5 項、附則第 9 条、第 10 条、附則第 11 条の整理（監事関係：大人数組合であり監事への業務監査権限の付与及び員外監事の設置が義務づけられる組合であって、これまで監事の任期を 3 年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を 4 年とする場合の取扱い）



なお、特集号に詳しい内容を掲載する予定です。

個別労働紛争解決制度を活用ください（石川労働局）

解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめ等労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間に紛争が増加しています。

このため、石川労働局では、「1. 総合労働相談コーナー」を設置し、①専門の相談員が労働分野に関するあらゆる相談に応じ②無料、簡易、迅速に紛争の解決を促進するため 2. 労働局長の助言・指導 3. 紛争調整委員会によるあっせんを行っています。

1. 総合労働相談コーナー

○石川労働局総合労働相談コーナー	
金沢市西念 3-4-1	TEL 076-265-4421
○金沢市総合労働相談コーナー	
金沢市新神田 4-3-10（金沢労働基準監督署内）	TEL 076-292-7947
○小松総合労働相談コーナー	
小松市日の出町 1-120（小松労働基準監督署内）	TEL 0761-22-4231
○七尾出張総合労働相談コーナー	
（毎週月曜日（休日、祝日を除く）午前 10 時～午後 4 時までの間）	
七尾市小島町西部 2（七尾労働基準監督署内）	TEL 0767-52-3294
○ハローワーク金沢出張総合労働相談コーナー	
（毎月第 2・4 木曜日（休日、祝日を除く）午前 9 時～午後 5 時までの間）	
金沢市鳴和 1-8-42（金沢公共職業安定所内）	TEL 076-253-3043

2. 労働局長の助言・指導

民事上の個別労働紛争について、石川労働局長が、紛争当事者に対し、個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に民事上の個別労働紛争を解決することを促進する制度です。

なお、この制度は紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではありません。

3. 紛争調整委員会によるあっせん制度

紛争当事者の間に公平・中立の第三者として学識経験者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

65歳雇用導入プロジェクト事業だより

改正された高年齢者雇用安定法について

石川県中央会では、平成18年度石川労働局の委託を受け、65歳雇用導入プロジェクトにより改正高年齢者雇用安定法の円滑な導入に向け、周知啓発、支援・援助等を行っています。

改正高齡法の義務

高年齢者の安定した雇用の確保義務

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳^{※1}までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととなりました^{※2}

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入^{※3}
- ③ 定年の定め廃止

※1この年齢は、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における「高年齢者雇用確保措置実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しましたので、ご参照ください。

※2措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出ていただく必要があります。

※3継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が「労使協定」により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

高年齢者雇用確保措置

実施義務化年齢段階的引上げのイメージ（60歳定年企業における例）

法定義務化年齢	2006年度 62歳	2007年度 63歳	2008年度 63歳	2009年度 63歳	2010年度 64歳	2011年度 64歳	2012年度 64歳	2013年度 65歳	2014年度 65歳	2015年度 65歳
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
2006.4.1～2007.3.31に 60歳定年を迎える 労働者	定年 62歳義務	63歳義務		継続雇用終了						
年齢	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
2007.4.1～2008.3.31に 60歳定年を迎える 労働者		定年 63歳義務			64歳義務	継続雇用終了				
年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
2008.4.1～2009.3.31に 60歳定年を迎える 労働者			定年 63歳義務		64歳義務		継続雇用終了			
年齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
2009.4.1～2010.3.31に 60歳定年を迎える 労働者				定年 63歳義務	64歳義務			65歳義務	継続雇用終了	

■ 期間の定めのない雇用

■ 継続雇用制度等の適用

※継続雇用の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要

《《事業主の皆様へのご案内》》

継続雇用定着促進助成金制度の改定について（概要）

継続雇用定着促進助成金については、改定された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が平成18年4月1日に施行され、継続雇用定着促進助成金制度は次のように改正されました。

1 継続雇用制度奨励金（第Ⅰ種）

継続雇用制度奨励金は、次のように改正されました。

◎支給対象者

平成18年4月1日以降に、直ちに65歳以上の年齢までの高年齢者雇用確保措置 ※（以下「雇用確保措置」という）を導入した事業主。

※高年齢者雇用確保措置とは、労働協約又は就業規則により65歳以上の定年延長、希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入、又は定年廃止を行うものです。

◎支給額

導入した雇用確保措置の内容により、企業規模及び義務化年齢を超えて65歳まで引き上げた年数（雇用確保措置期間）に応じて、下表の額（15～300万円）が1回限りで支給されます。

（単位：万円）

雇用確保措置内容		①定年延長及び定年廃止			②継続雇用制度		
雇用確保措置期間（歳）		3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)	3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)
企業規模	1～9人	60	40	20	45	30	15
	10～99人	120	80	40	90	60	30
	100～299人	180	120	60	120	80	40
	300～499人	270	180	90	180	120	60
	500人～	300	200	100	210	140	70

2 多数継続雇用助成金（第Ⅱ種）

第Ⅰ種を受給した事業主に対し、雇用確保措置義務化年齢（18年度は62歳）以上65歳未満の一般被保険者が全体の15%を超える人数について、1人当たり月額1.5万円（中小企業2万円、短時間労働被保険者はそれぞれ1/2）の額を、3年（19～21年度雇用確保措置導入は2年、22～24年度雇用確保措置導入は1年）を限度として年1回支給（1社上限延べ人数300人）されるように改正されました。

3 雇用確保措置導入支援助成金（セカンドキャリア助成金）

義務化年齢を超える雇用確保措置を導入した事業主が、その雇用する労働者の多様な働き方の実現のため、労働者の過半数代表から同意を得た計画に基づき、雇用確保措置導入後1年以内に、55歳以上の者を対象として、キャリアカウンセリング、継続雇用に伴う意識改革、起業や社会参加等に係る研修等を実施した場合、研修等に要した経費の1/4（但し、1人当たり実人員で5万円、1社当たり実人員で100人分を上限。対象となる研修等は合計10時間以上のもので、社外に委託したもの。）が最初の1年間に限り支給される制度が創設されました。

県内の情報連絡員報告

■ 10 月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	先月の醤油出荷量は前年同月に比べ大幅に減少した。18年度の累計でもやや減少気味であり、依然として低迷が続いている。
	繊維・同製品	織物業	先月と同様、相変わらず厳しい状況で推移している。
		ニット生地製造業	これまで堅調に操業していたが、多少陰りが見られるようになってきた。
		その他の織物業	10月度は昨年10月に比べ15%減の大幅な売上落ち込みとなった。8、9月も過去に無い落ち込みとなり相変わらず厳しい状況が続いている。景気の回復は一向に感じられず、今後、業界がどのような方向に向かうのか予断を許さない厳しい状況が続くそうである。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	原木の入荷量は昨年同月に比べ順調に増加している。ただ販売価格はわずかながら減少している。
			10月度の売上は、引き続き価格が定まらず、仕入と販売双方の価格が変動を続けている。
	窯業・土石製品	砕石製造業	10月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比アスファルト合材向け出荷は10.7%減少したものの、生コン向け出荷は15.1%増加となり、全体出荷量でも11.5%の増加となった。これは上期落ち込みの大きかった金沢地区生コン向けの出荷が伸びた事が全体出荷量をプラスに押し上げたものと考えられる。
		陶磁器・同関連製品製造業	10月には九谷焼素地の見本市を開催した。これからもイベントを開催するにあたり、その準備で忙しい日が続いている。
		生コンクリート製造業	10月の県内の生コンクリート出荷状況は、前年同月比109.1%とプラスの出荷量となった。地区状況は、金沢、鶴来・白峰、能登がプラスとなったものの、南加賀、羽咋・鹿島、七尾地区は2ヶ月連続のマイナスで推移した。官公需や民需に関しては、官公需は相変わらず厳しく前年同月比96.2%となったが、民需は好調で123.3%と3ヶ月連続のプラスで推移した。
		粘土かわら製造業	天候の良い日が続いたので葺替工事が多く出来た。新築物件も多く昨年より出荷量が20%以上も増加となり、増産分が出荷となる。
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	先月と同様に活況が続いている。
		非鉄金属・同合金圧延業	前月と同様で特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	業況には大きな変化は見られない。現在、日本鋳物協会では明日を見据えた技術開発やものづくりの高度化に取り組んでおり、本県業界も企業経営と技術力を再確認し、次のステップに備えていかなければならないと考える。
			景況は順調に推移している。ただし、操業度において低下傾向にあるように思われる。活発に推移してきた受注が下降気味となり受注数も減少したためと思われる。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	一般機器	繊維機械製造業	当組合の主要取引先である繊維機械（織機）メーカーの生産は平成19年前半まで好調が続く見通しである。工作機械、建設機械関連の仕事も引き続き好調が続いている。
		プレス、工作機械	ほとんどの企業がフル生産の状態にある。
		機械器具及びその他金属製品の製造	自動車関連や電子部品関連等は依然好調に推移している。
		機械金属、機械器具の製造	関連業界の好調な動向を受け、高水準で安定した操業が続いている。新規投資の設備機械も順次稼働し始めており、一層の効率化の向上が図られつつある。
	その他の製造業	漆器製造業	10月の近代漆器市場は、11月に行う素地原料の値上げの影響から多少の駆け込み需要があったが、前年対比では横ばい程度と見られる。また木製漆器組合のカタログの売上は前年対比10%弱の伸びを見せたが、こちらも原木の仕入れ価格が上昇傾向にあり、採算性が悪化している。
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	合繊維物の衣料関係は引く手数多の状態であり、工賃がアップしているとの声が出ている。
		農畜産物・水産物卸売業	10月は売上高の増加に期待していたが、ほぼ横ばいとなった。ただ今年度の累計は前年同期に比べてやや増加している。
		一般機械器具卸売業	石川県の新築住宅着工数に占めるオール電化住宅は、全国平均より大幅に高く70%に迫る勢いである。IH、エコキュート、蓄熱暖房機の御三家は必ず提案され、何れかが採用されている。今後は既設住宅へのオール電化推進が鍵となる。
	小売業	燃料小売業	冬に向けての目玉となる灯油販売は気温の低下が無く不振。9月よりガソリンや軽油の価格が3円前後軟化したにもかかわらず販売は不振。
		機械器具小売業	10月に入り、一部メーカーの合展開催もあり、液晶・PDPテレビ、DVD等の売行きが好調で、前年同月に比べ125%の伸びとなった。これは昨年は11月に開催された合展が、今年は10月に行ったメーカーがあり、その分が寄与したものと思われる。11月以降は年末商戦に期待したい。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	先月と同様に10月上旬までは順調に売上が推移したが、中旬から下旬にかけて天候に恵まれた影響で、平均気温が2～3℃上昇し、防寒商品の販売に苦戦を強いられた。その結果、対前年同月比94.5%で推移した。
		鮮魚小売業	10月は全体的に入荷量も少なく、市場内は閑散気味であった。11月はカニの解禁月でもあり活況に転ずる事を期待している。
		百貨店・総合スーパー	10月の売上の予算比は81.1%で前年比85.0%であった。このような数値になった主な原因として2店舗ある呉服店の店外催事の売上が昨年に比べ著しく悪かったという事と、10月は天候が良く、気温が高かったため冬物衣料関連の動きが鈍ったという事が原因であると考えられる。
		米穀類小売業	消費者は新米に対する意識（知識）が低いため、業界として消費者に対し上手にアピールをしていかなければならない。
		他に分類されないその他の小売業	10月度の前半は順調に売上が上がったが、後半は平日において売上減となったが、昨年や一昨年に比べると売上は上回っている。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	商店街	近 江 町 市 場	旅行者が目立つようになってきた。
		尾 張 町 商 店 街	あまりに天候が良く、連休などの祭休日に恵まれると、人は外へ出かけて行ってしまうのだろうか。先月に引き続き街の中は人通りが少なく、一部の観光地に集中しているように見受けられる。
	サービス業	旅 館 、 ホ テ ル	各種学会やスポーツ関係と一般観光客の入込があり、昨年に比べ各施設は増加傾向にある。好天と秋の観光シーズンに入ったため個人客も増加している。
			ますます、消費者の宿泊サービスやレジャー全般の多様化が進んでおり、特徴付け（得意とするサービスの磨き上げ）がより求められている。
			全般では景気回復と言われるものの、観光産業への好影響は鈍く遅い。更に近年では、消費者の消費志向の多様化が進み、宿泊施設に対する価値観の捉え方からこれまででない多くの施設がライバルとなり、特に旅館には厳しさが強まってきており、楽観は許されない状況にある。
		自 動 車 整 備 業	継続検査実績車両数は、前年同月比 1.6%増、前月比 0.1%減となった。新規検査状況は、前年同月比 6.0%増、前月比 13.3%減となった。来年 3 月までの間で前期分の登録者の前年割れを回復できるか注視したい。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は前年同月比 0.8%減となった。内訳は民間土木 6.5%減、民間建築 27.7%増となり、民間全体では 21.1%増となった。公共土木は 14.4%減、公共建築は 22.8%減となり公共全体では 15.7%減となった。公共関係は 6 ヶ月連続でマイナスとなっており、厳しい状況が続いている。
			好景気感は業種により全く異なっており、建設業は官公庁を主体に受注してきた中堅業者が一番痛手を受けており、公共工事の削減による受注競争の激化に加え、資材や燃料費等の高騰が企業経営を圧迫している状況である。
		板 金 ・ 金 物 工 事 業	仕事量はあるのだが単価が安い。リフォーム関係の仕事が多く大工仕事は減少している。材料費の値上げが収益の悪化を招いており、依然として厳しい。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	軽油価格の値下げが行われたが、以前から続いた値上げ分の運賃転嫁が進まず、運送業界はいざなぎ景気を越える好景気とは全く縁が無く厳しい状況が続いている。
			軽油価格はわずかに下がっているが、価格にばらつきが見られる。また新規運転手採用難の傾向が見られる。
		一般乗用旅客自動車運送業	県内のタクシー業界は、新規事業者の参入や既存事業者のタクシー増車競争が影響して利用者の増加が見込めない中、各社の営業収入は前年度を上回ることのない低落傾向が続き、経営は依然として厳しい。

税務署からのお知らせ～ e-Tax でらくらく申告、らくらく納税～

イータックスを使えば、こんなことが大変便利



1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。
所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
2. ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
金融機関の窓口と並ばずにすべての税目の納税ができ、回数の多い手続には大変便利です(特に源泉所得税の毎月納付分など。)
3. 申請・届出等ができます。
青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などができます。

イータックスだからカンタン



1. 個人の方の場合、e-Taxの申告データを作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。
*国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp>です。
2. e-Taxに対応した市販の財務会計ソフトを利用されている場合は、それを使って申告・納税用のデータを作成できます。

「e-Tax」をご利用いただくための 3 つのステップ

全ての手続がオンラインでらくらく



Step 1

開始届出書を税務署に提出してください。

※インターネットを利用して提出ができます。

Step 2

税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。

※e-Taxソフトについては、平成18年10月以降、e-Taxホームページからのダウンロードによる取得が可能となります。
詳細な実施時期やダウンロード方法等につきましては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

Step 3

e-Taxを利用する際に必要な電子証明書などを登録していただきます。

(注) e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。また、電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダライタが必要となります。なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

「e-Tax」のご利用時間 月曜日～金曜日 (祝日等を除きます) 午前9時～午後9時

- ◎ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
- ◎申告・納税用のデータの作成は、e-Taxソフト等を利用していつでも行うことができます。

もっと詳しい情報は
e-Tax
ホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

◎「e-Tax」の最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。

お問合せ・ご不明の点は
ヘルプデスクへ

0570-015901

利用時間: 月曜日～金曜日 (祝日等を除きます) 午前9時～午後5時

*利用開始のための手続やe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
*ご利用時間については、今後変更する場合がありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
*全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談下さい。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

*連絡先 (TEL) 076-267-7711

《日 程》

開催日	時間	内 容	専門相談員
12月11日(月)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭衛
1月16日(火)	13:00～15:00	法 律 相 談	弁護士 久保 雅史

《場 所》

金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

製造事業所の皆様へ

統計調査に御協力ください

平成18年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

(経済産業省)

「石川県最低賃金の改正のお知らせ」

平成18年10月1日から石川県最低賃金（全産業、全労働者に適用されます）が時間額652円に改正されました。

詳細は石川労働局（電話（076）265-4425）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、業種によっては、これより高い産業別最低賃金が適用されますので、ご注意ください。

また、石川労働局のホームページ <http://www.roudou.go.jp/> もご覧ください。